

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第6号
事故等種類	漁具損傷
発生日時	平成24年12月7日（金） 07時13分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町伊座敷漁港北方沖 南大隅町所在の伊座敷港西防波堤灯台から真方位353°5,600m付近 （概位 北緯31°08.8′ 東経130°40.8′）
事故等調査の経過	平成25年1月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー クイーンコーラルプラス、5,910トン
船舶番号、船舶所有者等	140856、マリックスライン株式会社
乗組員等に関する情報	一等航海士、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 漁具 漁業標識のアンカーブイが破損、同標識と浮標間の綱が切断
事故等の経過	<p>本船は、船長及び一等航海士ほか20人が乗り組み、旅客179人を乗せ、車両34台を積み、一等航海士が、甲板手を見張りに就けて船橋当直に当たり、3～6海里（M）レンジに設定したレーダー及びGPSプロッターを作動させ、伊座敷漁港南西方沖を自動操舵によって約19.5ノットの対地速力で北北東進した。</p> <p>一等航海士は、本船の左舷後方約0.5Mを本船と同じように北北東進する船舶（以下「A船」という。）が航行していたため、予定針路線より約0.5M東方を航行することにした。</p> <p>一等航海士は、A船が本船を追い越した後、船首方に漁業標識及び浮標を認め、漁業標識北西方から東南東進する2隻の漁船がいたので、手動操舵で左転して北進したところ、そのうちの1隻の漁船が急に右旋回を始め、漁業標識付近で停船したため、右転して漁業標識と浮標の間に向けて北北東進した。</p> <p>一等航海士は、漁業標識と浮標間の水深が64mであるので、綱や網が存在しても、本船のプロペラ及びシャフトに絡むことはないと思い、漁業標識を左舷側近くに見て航行を続けたところ、平成24年12月7日07時13分ごろ、伊座敷漁港北方沖において、本船のプロペラシャフトに同標識と浮標をつなぐ綱が絡んで同綱を切断し、続いて本船左舷外板と切断された綱の先端部に取り付けられた漁業標識が接触した。</p>

	<p>本船は、綱を切断したこと、及び漁業標識と接触したことに気付かずに航行を続けていたところ、07時35分ごろ、同標識を設置した漁業協同組合から事故の通報を受け、漁業標識と接触したことを知った。</p> <p>(付表1 本船のAIS記録(抜粋) 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p> <p>日出時刻 07時02分</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約5.12m、船尾約5.96mであった。</p> <p>一等航海士は、漁業標識の構造を知らなかった。</p> <p>一等航海士は、予定針路線の西方付近を航行したことはあったが、本事故発生場所付近を航行したのは、初めてであった。</p> <p>漁業標識は、水面上約2mの高さに0.5m四方の赤色の旗をつけ、夜間はその下方に黄色灯を点灯させ、水面部分に円筒型の発泡スチロールを設備していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、伊座敷漁港北方沖を北北東進中、一等航海士が漁業標識と浮標の間を航行したことから、プロペラシャフトに同標識と浮標をつなぐ綱が絡んで同綱を切り、左舷外板と切断された綱の先端部に取り付けられた同標識が接触し、同標識が損傷したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、伊座敷漁港北方沖を北北東進中、一等航海士が漁業標識と浮標の間を航行したため、プロペラシャフトに同標識と浮標をつなぐ綱が絡んで同綱を切り、左舷外板と切断された綱の先端部に取り付けられた同標識が接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業標識と浮標間及びそれらの付近を航行しないこと。</li> </ul>

付表 1 本船のAIS記録(抜粋)

時刻 (時:分:秒)	北緯 (° -′)	東経 (° -′)	船首方位 (°)	対地針路 (°)	対地速力 (kn)
07:01:01	31-05.3546	130-38.5364	031.0	032.7	19.5
07:02:01	31-05.6401	130-38.7197	025.0	026.5	19.3
07:03:01	31-05.9356	130-38.8772	018.0	021.1	19.3
07:04:01	31-06.2435	130-38.9988	019.0	018.6	19.3
07:05:01	31-06.5327	130-39.1675	031.0	030.8	19.3
07:06:01	31-06.8067	130-39.3772	034.0	033.8	19.6
07:07:01	31-07.0866	130-39.5837	031.0	031.3	19.8
07:08:01	31-07.3755	130-39.7785	030.0	029.6	20.0
07:09:01	31-07.6638	130-39.9768	031.0	031.3	20.1
07:10:01	31-07.9493	130-40.1828	032.0	031.6	20.1
07:11:01	31-08.2361	130-40.3858	031.0	030.6	20.1
07:12:01	31-08.5244	130-40.5856	031.0	031.1	20.0
07:13:01	31-08.8182	130-40.7712	029.0	028.3	20.0
07:14:01	31-09.1178	130-40.9428	026.0	025.8	20.0
07:15:05	31-09.4331	130-41.0475	009.0	009.0	19.5

(注) 船位は、船橋上部に設置されたGPSアンテナの位置である。